

議案第27号

目黒区議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 目黒区議会議員

石 川 恭 子

今 井 れい子

関 けんいち

松 田 哲 也

山 宮 きよたか

吉 野 正 人

おのせ 康 裕

佐 藤 昇

そうだ 次 郎

目黒区議会情報公開条例の一部を改正する条例

目黒区議会情報公開条例（平成13年3月目黒区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議会が」を「議長が」に改める。

第3条第1号中「議会が」を「議長が」に改め、同条第2号及び第3号中「議会」を「議長」に改める。

第9条中「議会は」を「議長は」に改め、同条第3号ア中「職員勤務評定記録」を「職員人事評価記録」に改める。

第10条第1項、第11条及び第12条中「議会は」を「議長は」に改める。

第13条第1項中「議会に」を「議長に」に改め、同項第3号中「議会」を「議長」に改め、同条第2項中「議会」を「議長」に改める。

第14条中「議会は」を「議長は」に改める。

第15条第2項から第4項までの規定中「議会」を「議長」に改める。

第16条中「議会は」を「議長は」に改める。

第17条第1項及び第2項中「議会は」を「議長は」に、「議会が」を「議長が」に改め、同条第3項中「議会は」を「議長は」に改める。

第18条第1項中「議会は」を「議長は」に、「議会が」を「議長が」に改め、同条第2項中「議会は」を「議長は」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第18条の2 開示等の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第19条第1項中「議会は、この条例の規定による処分」を「議長は、開示等の決定又は開示請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てについて決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項各号を次のように改め

る。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る議会情報の全部を開示することとする場合（当該議会情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第19条第2項中「議会は、前項」を「議長は、第1項」に、「不服申立てについて決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行わなければならない。

第20条中「議会は」を「議長は」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示等の決定」を「審査請求に係る議会情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定をする」を「裁決をする」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示等の決定」を「審査請求に係る開示等の決定（審査請求に係る議会情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示等の決定」を「当該審査請求」に、「決定（）」を「裁決（）」に改める。

第23条第1項及び第24条中「議会は」を「議長は」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説明) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)が施行されることに伴い、審査請求における審理員による審理手続を適用除外とするとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。